

令和 6 年

市議会 6 月定例会議案

知 立 市

令和 6 年市議会 6 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
土 開	報告第 3 号	令和 5 年度知立市土地開発公社決算について
土 開	報告第 4 号	令和 6 年度知立市土地開発公社事業計画変更及び補正予算（第 1 号）
土 木	報告第 5 号	事故繰越し繰越計算書について（令和 5 年度知立市一般会計繰越明許予算）
総務等	報告第 6 号	継続費繰越計算書について（令和 5 年度知立市一般会計）
総務等	報告第 7 号	繰越明許費繰越計算書について（令和 5 年度知立市一般会計）
水 道	報告第 8 号	継続費繰越計算書について（令和 5 年度知立市水道事業会計）
水 道	報告第 9 号	繰越計算書について（令和 5 年度知立市水道事業会計）
下 水	報告第 10 号	繰越計算書について（令和 5 年度知立市下水道事業会計）
総 務	同意第 3 号	知立市固定資産評価審査委員会委員の選任について
協 働	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
子ども	議案第 42 号	知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
長 寿	議案第 43 号	知立市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 44 号	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
会 計	議案第 45 号	指定金融機関の指定について
	議案第 46 号	令和 6 年度知立市一般会計補正予算（第 3 号）

報告第 3 号

令和 5 年度知立市土地開発公社決算について

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

知立市長 林 郁 夫

報告第4号

令和6年度知立市土地開発公社事業計画変更及び補正予算（第1号）

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

知立市長 林 郁 夫

報告第 5 号

事故繰越し繰越計算書について（令和 5 年度知立市一般会計繰越明許
予算）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 3 項ただし書の規定に基づ
き翌年度に繰り越した事故繰越しの金額を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第
16 号）第 150 条第 3 項において準用する同令第 146 条第 2 項の規定により次
のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

知立市長 林 郁 夫

令和5年度知立市一般会計繰越明許予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁事務管理 事業	円 6,484,800	円	円 6,484,800	円 559,200	円 7,044,000	円	円	円	円	円 7,044,000	ダンプトラック の買換えにお いて、落雷によ る工場火災に より車両生産が 遅延したため

報告第 6 号

継続費繰越計算書について（令和 5 年度知立市一般会計）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定に基づき繰り越した継続費の金額を、同項の規定により次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

知立市長 林 郁 夫

令和5年度知立市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度通 次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度通 次繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国県支出金	地方債	その他
2 総務費	1 総務管理費	契約検査管理事務事業(保育園改修工事監督支援業務)	円 9,669,000	円 3,868,000	円	円 3,868,000	円	円 3,868,000	円 3,868,000	円 3,868,000	円	円	円
3 民生費	2 児童福祉費	保育園保全事業	253,265,000	101,306,000		101,306,000		101,306,000	101,306,000	50,706,000		50,600,000	

報告第 7 号

繰越明許費繰越計算書について（令和 5 年度知立市一般会計）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定に基づき翌年度に繰り越した繰越明許費の金額を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

知立市長 林 郁 夫

令和5年度知立市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	契約検査管理事務事業(校舎長寿命化改修工事監督支援業務)	11,990,000	11,990,000					11,990,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務事業	27,093,000	27,093,000		17,982,000			9,111,000
3 民生費	1 社会福祉費	地域生活支援事業	6,486,000	4,226,000					4,226,000
3 民生費	1 社会福祉費	地域福祉センター管理運営事業	14,300,000	14,300,000					14,300,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金給付事業	378,302,000	103,428,000					103,428,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対策給付金給付事業	151,442,000	151,350,000		110,978,000			40,372,000

令和5年度知立市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
4 衛生費	1 保健衛生費	施設管理事業(トイレ改修)	33,348,000	33,348,000					33,348,000
4 衛生費	1 保健衛生費	施設管理事業(空調設備更新)	6,487,000	4,227,000					4,227,000
4 衛生費	1 保健衛生費	施設管理事業(健康管理システム変更委託)	660,000	660,000		660,000			
4 衛生費	1 保健衛生費	予防接種事業	9,577,000	9,577,000		9,577,000			
4 衛生費	3 上水道費	上水道事業出資事業	63,000,000	63,000,000			63,000,000		
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	6,500,000	4,300,000					4,300,000

令和5年度知立市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
8 土木費	2 道路橋梁費	狭あい道路拡幅促進事業	2,700,000	800,000					800,000
8 土木費	3 河川費	河川維持補修事業	30,000,000	30,000,000					30,000,000
8 土木費	4 都市計画費	知立環状線整備事業	3,000,000	1,000,000					1,000,000
8 土木費	4 都市計画費	知立南北線整備事業	4,900,000	4,300,000		1,500,000			2,800,000
8 土木費	4 都市計画費	知立駅周辺土地 区画整理事業	55,650,000	43,200,000					43,200,000
8 土木費	4 都市計画費	知立連続立体交 差関連事業	175,077,000	153,589,000		63,450,000	63,400,000	24,443,000	2,296,000

令和5年度知立市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業(特別教室改修整備)	105,490,000	105,490,000		36,787,000	68,700,000		3,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業(屋内運動場空調設備設置調査業務委託)	10,842,000	10,842,000					10,842,000
10 教育費	2 小学校費	小学校保全事業	436,590,000	436,590,000		101,350,000	202,700,000		132,540,000
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業(エレベーター改修工事)	30,936,000	20,106,000			15,000,000		5,106,000
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業(屋内運動場空調設備設置調査業務委託)	4,647,000	4,647,000					4,647,000
10 教育費	5 社会教育費	文化会館改修事業	50,723,000	31,803,000					31,803,000

令和5年度知立市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
10 教育費	6 保健体育費	学校給食センター 施設整備事業	7,158,000	7,158,000					7,158,000

報告第 8 号

継続費繰越計算書について（令和 5 年度知立市水道事業会計）

地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定に基づく継続費繰越額の使用に関する計画を、同項の規定により次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

知立市長 林 郁 夫

令和 5 年度 知立市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和 5 年度継続費予算現額			支払義務 発生(見込) 額	残額	翌年度通 次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳				翌年度通次 繰越額に係 る繰越を要 するたな卸 資産の購入 限度額
				予算計上額	前年度通 次繰越額	計				補助金	企業債	出資金	損益勘定 留保資金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	配水施設改良事業(八橋配水場設備更新)	924,737,000	184,943,000		184,943,000	2,425,500	182,517,500	182,517,500			63,000,000	119,517,500	

報告第 9 号

繰越計算書について（令和 5 年度知立市水道事業会計）

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定に基づく繰越額の使用に関する計画を、同項の規定により次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

知立市長 林 郁 夫

令和 5 年度 知立市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						補助金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	他事業関連布設替事業配水管布設替(第4工区)工事	円 64,225,000	円	円 64,225,000	円	円	円 23,200,000	円 41,025,000	円	円	知立駅周辺土地区画整理事業の道路築造工事(市道宝町新富線)の繰越に伴い、水道管の移設工事を同様に繰り越したため
1 資本的支出	1 建設改良費	他事業関連布設替事業配水管布設替(第8工区)工事	円 101,820,000		円 101,820,000			円 38,000,000	円 63,820,000			他事業との工程調整の結果、年度内に工事が完了しなかったため

報告第 10 号

繰越計算書について（令和 5 年度知立市下水道事業会計）

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定に基づく繰越額の使用に関する計画を、同項の規定により次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

知立市長 林 郁 夫

令和 5 年度 知立市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	老朽施設更新実施設計委託業務 昭和処理分区分外	円 30,274,000	円	円 30,274,000	円	円	円 30,274,000	円	円	受注者が能登半島地震による災害復旧対策の支援要請に対応することになったことから、本委託期間を延長したため
1 資本的支出	1 建設改良費	管移設補償金 汚水枝線NM2616号外	38,000,000		38,000,000		30,300,000	7,700,000			下水道工事の支障となる水道管を移設する工事が、関連工事との工程調整の結果、年度内に完了しなかったため
1 資本的支出	1 建設改良費	管移設補償金 汚水枝線NM2616号外	17,418,000		17,418,000			17,418,000			下水道工事の支障となるガスパ管を移設する工事が、関連工事との工程調整の結果、年度内に完了しなかったため
1 資本的支出	1 建設改良費	電気通信線路等移設補償金 西町汚水1号幹線	424,000		424,000			424,000			下水道工事の支障となる架空線を移設する工事が、関連工事との工程調整の結果、年度内に完了しなかったため
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道築造工事 西町汚水1号幹線	142,000,000		142,000,000	67,200,000	66,900,000	7,900,000			下水道工事支障物の移設に時間を要し、下水道工事が年度内に完了しなかったため
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道築造工事 汚水枝線NM2616号外	112,000,000		112,000,000	42,400,000	60,900,000	8,700,000			下水道工事支障物の移設に時間を要し、下水道工事が年度内に完了しなかったため

同意第 3 号

知立市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を知立市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所	
氏 名	西 尾 祐 一 郎
生年月日	

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所	
氏 名	三 浦 敏 恵
生年月日	

議案第４２号

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年６月４日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年
知立市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第２９条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０
人」を「２５人」に改める。

第３１条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０
人」を「２５人」に改める。

第４４条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０
人」を「２５人」に改める。

第４７条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０
人」を「２５人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改
正に伴い必要があるからである。

議案第 4 3 号

知立市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

知立市長 林 郁 夫

知立市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例

知立市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成 27 年知立市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「員数」の次に「（知立市介護保険等審議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によりすることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、知立市介護保険等審議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行規則の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 4 4 号

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することを関係地方公共団体と協議するので、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

知立市長 林 郁 夫

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年 3 月 2 0 日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 4 5 号

指定金融機関の指定について

知立市指定金融機関として下記の者を指定したいので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

岡崎信用金庫

提案理由

この案を提出するのは、指定金融機関の指定のため必要があるからである。